

第1部 一般条項

第1条（会の名称）

本会は、「パラディソメンバーズカード会」といいます。

第2条（会の目的）

本会は、会員にパラディソメンバーズカード（以下、「カード」といいます。）を発行し、会員がカードを利用して、遊技場を楽しく健全に利用することができるよう、種々のサービスを提供し併せて会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条（会員）

(1)会員とは、身分証明書等により証明できる18才以上の個人であり、本規約を承認したうえ扇屋商事株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営するパラディソチェーン店の各遊技場（以下、「チェーン店」といいます。）を通じて所定の会員申込書に必要な事項をすべて記入し入会を申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。

(2)本会は、(1)の条件を満たしている場合でも、当社及びチェーン店の役員、従業員、その他特別に利害関係を有する者の入会を認めません。

(3)本会は(1)の条件を満たしている場合でも高校生以下の学生の入会を認めません。

第4条（カード発行等）

(1)当社は、チェーン店を通じ会員にカードを発行します。カードは原則として会員1名につき1枚に限り発行するものとします。

(2)申込書の内容に不備または記載漏れ等があった場合は、会員は、第5条（会員へのサービス及び特典）の会員権利が受けられない場合があります。

(3)申込書のコピー（お客様控え）は、届出事項の変更または本人確認等に使用する場合がありますので、退会時まで大切に保管してください。

(4)カードは、その署名欄に記入した者のみの会員資格を証するものとし、カード及び会員資格は他人に譲渡、貸与又は質入、その他いかなる処分もできないこととします。

(5)カードは、会員が会員の資格を喪失した場合はその効力を失い、直ちにチェーン店を通じて当社に返還することとします。

(6)カードの破損等によりカードが使用できなくなった場合は、当該カードを発行した同一チェーン店にその旨を申し出ることとし、所定の手続きによりチェーン店から再発行します。

第5条（会員へのサービス及び特典）

(1)当社は会員に対し、チェーン店において定められた運用条件にしたがいカードを使用することを認めます。

(2)会員はチェーン店において、カードを使用することにより以下のサービス及び特典を、チェーン店が提供する範囲内で享受することができます。

①チェーン店において入手した玉、メダルの全部または一部を、カードを用いてチェーン店が運用するコンピュータに登録し預けることができるサービス

②チェーン店において実施されるイベント等へ参加する特典

(3)(2)及び(4)の会員へのサービス及び特典の詳細は、チェーン店又は当社及び当社が委託した第三者が、店内掲示、ダイレクトメール、その他の

方法により会員に通知することとします。ただし、会員が会員申込書においてダイレクトメールによる通知のサービスを受けない旨の意思表示をしている場合は、これを行わないものとします。

(4)会員は(2)のサービス及び特典の他、当社及び当社が委託した第三者により開催されるイベント等へ参加する特典も享受することができます。

(5)(2)の貯玉の算定は、すべてチェーン店、並びに当社が管理するコンピュータの記録するところによるものとします。

第6条（カードの紛失・盗難等）

カードの紛失・盗難その他の事故により、カードが他人に使用された場合の損害及び会員が特典を行使できな

いことによる損害は、会員の負担となります。

第7条（届出事項の変更）

(1)会員の氏名、住所、電話番号等、会員申込書に記載した重要な事項について変更があったときは、速やかにチェーン店を経由して当社に届出しなければなりません。

(2)(1)の届出がないため、会員に対する当社またはチェーン店からの通知その他の文書、もしくは景品が延着または到着しなかった場合は、それらが通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第8条（会員資格の喪失）

(1)会員は、当社に対して文書で通告し、カードを返還することによりいつでも退会することができます。

(2)以下の場合、当社は会員に対する入会承認を取消し、会員資格を喪失させることができます。その際、店内への掲示をもって会員への連絡にかえさせていただきます。

- ①入会申込書記入の事項に偽りがあった場合
- ②2年以上カードの利用がなされなかった場合
- ③会員としてふさわしくない行為があった場合

(3)会員が死亡したときは、その資格を喪失することとし会員資格の相続は認められません。

第9条（会員資格喪失の効果）

前項(1)(2)(3)の理由により会員資格を喪失した場合、第5条（会員へのサービス及び特典）の項目について、(2)を除くすべての権利が消滅します。

第10条（会員権利喪失）

5年以上カードの利用がなされなかった場合、当社は、会員に対する第5条（会員へのサービス及び特典）の(2)①の会員権利を喪失させることができます。その際、店内への掲示をもって会員への連絡にかえさせていただきます。

第11条（貯玉の保証）

貯玉は、貯玉補償基金により保証されるものとし、チェーン店において不測の事態が発生した場合、カタログ景品等により補償されるものとします。

第12条（規約の変更）

(1)当社は、必要に応じて本規約を変更できるものとし、会員はこの変更に従うものとします。この変更は、チェーン店における掲示その他の方法で会員に通知します。

(2)本規約の変更は、それが(1)の方法により会員に通知した日の翌日から効力を持つものとし、通知当日までに行き済みのサービス及び特典には影響ありません。

第2部 個人情報に関する事項

第13条（会員の個人情報）

第3条(1)における会員が、会員申込書に記入した事項（その後第7条により変更された事項を含みます。）及びチェーン店において、会員がカードを利用することにより当社が知得した情報を、会員の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）とします。

第14条（個人情報の利用等）

会員は、当社及びチェーン店が、本規約に基づく業務を遂行するために個人情報を収集・保有・利用することを予め同意するものとします。

第15条（個人情報の預託）

会員は、当社が、個人情報にかかるバックアップ管理を委託する場合、あるいはサービスを提供するうえで必要な場合には、個人情報の保護措置を講じたうえで、個人情報を当社と提携する第三者に預託することを予め同意するものとします。

第 16 条（開示）

- (1) 会員は、当該会員に関する個人情報（以下、「当該個人情報」といいます。）を開示するように当社に対して
- (2) 請求ができます。（求められた場合には、遅滞なくこれを開示します。）ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - ①当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ②他の法令に違反することとなる場合

(2)(1)において、個人情報を開示しないこととした場合には、当該会員に対してその旨を通知します。

第 17 条（訂正・削除）

(1)当社は、会員から、当該個人情報が誤っていることを理由として当該個人情報の訂正又は削除を求められた場合、当該個人情報が誤っていることを認めたときには、速やかに、これを訂正又は削除することとします。

(2)(1)において、当該個人情報を訂正又は削除しないこととした場合には、当該会員に対してその旨を通知します。

第 18 条（利用、提供の拒否）

当社は、その保有している個人情報について、当該会員から自己の情報の利用又は第三者への提供（両者を併せて以下、「利用等」といいます。）

を拒まれた場合、遅滞なく当該個人情報の利用等を停止するものとします。ただし、以下に示すいずれかの場合はこの限りではありません。なお、

個人情報の利用等の停止に至った場合、当該会員は一部の会員サービス、特典を享受できない場合があります。

- ①法令の規定による場合
- ②会員本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

メンバーズカード、個人情報等に関するお問合わせは、下記窓口までお願いします。

窓口：扇屋商事株式会社 個人情報保護に関する顧客相談窓口 住所：宮城県仙台市青葉区二日町 2 番 22 号

個人情報保護管理責任者：菊池 康弘 メールアドレス：customer@ohgiyashoji.jp

電話番号：022-225-1081 ファックス番号：022-262-8760

また、当社は、認定個人情報保護団体である「一般財団法人日本情報経済社会推進協会」より対象事業者として認定を受けております。当社の対応に問題等があり、解決を必要とされる場合は下記までお問合せ下さい。

《一般財団法人日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク推進センター》 電話番号：0120-700-779

平成 26 年 8 月 1 日作成